

公立大学法人広島市立大学難民学生支援奨学金規程

平成30年6月27日

規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、RHEP難民教育推進協会及び公立大学法人広島市立大学との難民を対象とする推薦入学制度に関する協定書 (以下「協定書」という。) に基づき支給する修学助成金に関し必要な事項を定めるものである。

(奨学金の支給)

第2条 協定書に基づき在学する学生 (以下、「難民学生」という。) を支援するため、難民学生に対し公立大学法人広島市立大学難民学生支援奨学金 (以下、「奨学金」という。) を支給する。

2 奨学金の額は、年額96万円とする。

(支給期間)

第3条 奨学金を支給する期間は、難民学生が入学してから4年間とする。

2 休学その他正当な理由がある場合は、前項の期間を延長することができる。

(申請)

第4条 奨学金の支給を受けようとする難民学生は、所定の申請書類を提出しなければならない。

(支給の取りやめ等)

第5条 難民学生が、次の各号の一に該当する場合は、その事情を考慮して、奨学金の支給を取りやめ、若しくは停止し、又は奨学金の額を減額する。

(1) 奨学金を辞退する場合

(2) 休学する場合

(3) 学業成績不振、素行不良その他奨学生として不相当と認められる場合。

(4) 他の奨学金その他の収入があり、第2条第2項に定める奨学金の額を支給することが適当でない認められる場合

(5) 難民の身分を失った場合

2 前項の規定により奨学金の支給の取りやめ等をした後において、その原因となった状態が解消等され、難民学生として支援が必要と認められる場合は、奨学金

の全部又は一部の支給を再開することができる。

(届出等)

第6条 難民学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 奨学金を辞退する場合
- (2) 退学する場合
- (3) 休学又は復学する場合
- (4) 難民の身分を失った場合

2 難民学生は、毎年4月末日及び10月末日までに、学修の状況及び収入の状況その他必要な事項を報告しなければならない。

(所管等)

第7条 奨学金に関する事項は、学生委員会が所管する。

2 奨学金に関する事務は、事務局学生支援室において遂行する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。